



宮崎県公報

平成23年1月17日(月曜日) 第2251号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

目次	頁
公 告	
○都市計画の案に関する公聴会の開催(16件) …(都市計画課) 1	

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び都市計画法施行細則(昭和45年宮崎県規則第63号)第3条第1項の規定により、田野都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年1月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年2月9日 午前10時

(2) 場所

宮崎市田野公民館2階大会議室 宮崎市田野町甲2818番地

2 都市計画の案の概要

田野都市計画区域(宮崎市田野町の一部)に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

- ア 農業を中心とした、活力のあるまちづくり
- イ 快適で魅力ある住みよいまちづくり
- ウ 農林水産資源や自然的環境を活用した交流のまちづくり

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年1月17日から平成23年1月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課

(2) 都市計画の案の縦覧期間

平成23年1月17日から平成23年1月31日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び都市計画法施行細則(昭和45年宮崎県規則第63号)第3条第1項の規定により、都城広域都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年1月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年2月8日 午前10時

(2) 場所

都城市役所南別館4階第1会議室 都城市姫城町6街区21号

2 都市計画の案の概要

都城広域都市計画区域(都城市高崎町を除く都城市及び三股町のそれぞれの一部)に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

- ア 都城市を中心とした南九州の中核を担う、県南の広域都市圏の形成
- イ 自然や田園と共生した、秩序ある分散型田園市街地の形成
- ウ 中山間地域の自然・田園環境の保全と一体となった水環境保全圏の形成及び地域資源を活かした地域活性化・広域観光化による広域交流圏の形成

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年1月17日から平成23年1月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び都城土木事務所並びに都城

<p>市土木部都市計画課及び三股町都市整備課</p> <p>(2) 都市計画の案の縦覧期間 平成23年1月17日から平成23年1月31日まで</p> <p>(3) 公聴会の中止 意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。</p> <hr/> <p>都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、高崎都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。 平成23年1月17日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 開催の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成23年2月8日 午後2時</p> <p>(2) 場所 都城市高崎総合支所 2階大会議室 都城市高城町穂満坊 306番地</p> <p>2 都市計画の案の概要 高崎都市計画区域（都城市高崎町の一部）に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。</p> <p>(1) 都市計画の目標</p> <p>ア 美しい水と緑の魅力にあふれたふるさとのまちづくり イ 豊かな自然的環境と共生した、ゆとりとうるおいのある快適なまちづくり ウ 農林業を活かした活力と魅力ある地域産業のまちづくり</p> <p>(2) 区域区分の決定の有無 本都市計画区域においては、区域区分を定めない。</p> <p>(3) 主要な都市計画の決定の方針 土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。</p> <p>3 意見公述の申出期間 作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年1月17日から平成23年1月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 都市計画の案の縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課及び都城土木事務所並びに都城市土木部都市計画課</p> <p>(2) 都市計画の案の縦覧期間 平成23年1月17日から平成23年1月31日まで</p> <p>(3) 公聴会の中止 意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。</p> <hr/> <p>都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、日南都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。 平成23年1月17日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 開催の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成23年2月8日 午前11時</p> <p>(2) 場所 日南市まなびピア視聴覚室 日南市木山2丁目4番44号</p> <p>2 都市計画の案の概要 南郷都市計画区域（日南市南郷町の一部）に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。</p> <p>(1) 都市計画の目標</p> <p>ア 自然的環境を活かした観光・リゾート拠点創出による賑わ</p>	<p>(1) 日時 平成23年2月8日 午前9時</p> <p>(2) 場所 日南市まなびピア視聴覚室 日南市木山2丁目4番44号</p> <p>2 都市計画の案の概要 日南都市計画区域（日南市南郷町を除く日南市の一部）に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。</p> <p>(1) 都市計画の目標</p> <p>ア 圏域拠点としての都市機能が充実した中心市街地の再生による賑わいのまちづくり イ 油津港と東九州自動車道を機軸とした活気あふれる産業と物流のまちづくり ウ 歴史的資源や自然的環境を活かした観光・リゾート拠点としての交流のまちづくり</p> <p>(2) 区域区分の決定の有無 本都市計画区域においては、区域区分を定めない。</p> <p>(3) 主要な都市計画の決定の方針 土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。</p> <p>3 意見公述の申出期間 作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年1月17日から平成23年1月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 都市計画の案の縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課及び日南土木事務所並びに日南市建設部建設課</p> <p>(2) 都市計画の案の縦覧期間 平成23年1月17日から平成23年1月31日まで</p> <p>(3) 公聴会の中止 意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。</p> <hr/> <p>都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、南郷都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。 平成23年1月17日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 開催の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成23年2月8日 午前11時</p> <p>(2) 場所 日南市まなびピア視聴覚室 日南市木山2丁目4番44号</p> <p>2 都市計画の案の概要 南郷都市計画区域（日南市南郷町の一部）に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。</p> <p>(1) 都市計画の目標</p> <p>ア 自然的環境を活かした観光・リゾート拠点創出による賑わ</p>
---	---

いと交流のまちづくり

イ 豊かな自然的環境と共生した、ゆとりとうるおいのある快適なまちづくり

ウ 農林漁業を活かした活力と魅力ある地域産業のまちづくり

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年1月17日から平成23年1月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び日南土木事務所並びに日南市建設部建設課

(2) 都市計画の案の縦覧期間

平成23年1月17日から平成23年1月31日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、小林都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年1月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年2月8日 午後2時

(2) 場所

老人ホーム慈敬園多目的ホール 小林市細野1783番地

2 都市計画の案の概要

小林都市計画区域（小林市の一部）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

ア 圏域拠点としての都市機能が充実した中心市街地の再生による賑わいのまちづくり

イ 圏域の医療・救急体制の拠点形成やスポーツ振興促進などによる健康のまちづくり

ウ 農林産資源や自然的環境を活用した交流のまちづくり

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市の住民

及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年1月17日から平成23年1月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び小林土木事務所並びに小林市土木部建設課

(2) 都市計画の案の縦覧期間

平成23年1月17日から平成23年1月31日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、串間都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年1月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年2月8日 午後2時

(2) 場所

串間市役所 3 階大会議室 串間市大字西方5550番地

2 都市計画の案の概要

串間都市計画区域（串間市の一部）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

ア 圏域の一体的発展を支える都市機能の充実した活力あるまちづくり

イ 自然的環境を活用した観光リゾート拠点の形成による交流のまちづくり

ウ 農林漁業を活かした活力と魅力ある地域産業のまちづくり

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年1月17日から平成23年1月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び串間土木事務所並びに串間市都市建設課

(2) 都市計画の案の縦覧期間

平成23年1月17日から平成23年1月31日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、西都都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年 1 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年 2 月 9 日 午前 9 時

(2) 場所

西都市役所コミュニティセンター 2 階図書室 西都市聖陵町 2 丁目 1 番地

2 都市計画の案の概要

西都都市計画区域（西都市及び新富町の一部）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

- ア 圏域拠点としての都市機能が充実した中心市街地の再生による賑わいのまちづくり
- イ 豊富な歴史的、文化的資源を活かした古代ロマンを感じる歴史文化のまちづくり
- ウ 農林業や歴史的資源、豊かな自然的環境を活用した交流のまちづくり

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年 1 月17日から平成23年 1 月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び西都土木事務所並びに西都市建設課

(2) 都市計画の案の縦覧期間

平成23年 1 月17日から平成23年 1 月31日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、えびの都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年 1 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年 2 月 8 日 午後 4 時

(2) 場所

えびの市役所 4 階大会議室 えびの市大字栗下1292番地

2 都市計画の案の概要

えびの都市計画区域（えびの市の一部）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

- ア クロスハイウェイ機能・国際交流機能を活かした、交流のまちづくり
- イ 農林産資源や観光資源を活用した癒しのまちづくり
- ウ 豊かな自然的環境と共生した、ゆとりとうるおいのある快適なまちづくり

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年 1 月17日から平成23年 1 月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び小林土木事務所並びにえびの市建設課

(2) 都市計画の案の縦覧期間

平成23年 1 月17日から平成23年 1 月31日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、高原都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年 1 月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年 2 月 8 日 午前10時

(2) 場所

高原町役場 3 階会議室 高原町大字西麓 899番地

2 都市計画の案の概要

高原都市計画区域（高原町の一部）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

- ア 農林業や歴史的資源、豊かな自然的環境を活用した交流のまちづくり
- イ 宮崎フリーウェイ工業団地を中心とした職住近接の教育・文化のまちづくり
- ウ 水と緑と神話を保全・継承する伝承のまちづくり

- (2) 区域区分の決定の有無
本都市計画区域においては、区域区分を定めない。
- (3) 主要な都市計画の決定の方針
土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。
- 3 意見公述の申出期間
作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年1月17日から平成23年1月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

- (1) 都市計画の案の縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び小林土木事務所並びに高原町建設水道課
- (2) 都市計画の案の縦覧期間
平成23年1月17日から平成23年1月31日まで
- (3) 公聴会の中止
意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、綾都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年1月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成23年2月9日 午後2時
- (2) 場所
綾町役場3階南第1会議室 綾町大字南俣 515番地

2 都市計画の案の概要

綾都市計画区域（綾町の一部）に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

- (1) 都市計画の目標
- ア 照葉樹林都市・綾を基調とした、自然と調和したうらおいのあるまちづくり
- イ 農村文化に育まれてきた、共生と循環を基調としたまちづくり
- ウ 豊かな自然的環境や農林業、歴史的資源を活かした交流のまちづくり
- (2) 区域区分の決定の有無
本都市計画区域においては、区域区分を定めない。
- (3) 主要な都市計画の決定の方針
土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年1月17日から平成23年1月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うこ

とができる。

4 その他

- (1) 都市計画の案の縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び高岡土木事務所並びに綾町建設課
- (2) 都市計画の案の縦覧期間
平成23年1月17日から平成23年1月31日まで
- (3) 公聴会の中止
意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、高鍋都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年1月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時
平成23年2月9日 午前10時
- (2) 場所
高鍋町役場3階第1会議室 高鍋町大字上江8437番地

2 都市計画の案の概要

高鍋都市計画区域（高鍋町の一部）に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

- (1) 都市計画の目標
- ア 圏域の一体的発展を支える都市機能の充実した活力あるまちづくり
- イ 文教施設や歴史的、文化的資源を活かした教育、歴史、文化のまちづくり
- ウ 豊かな自然的環境や農林水産資源などを活かした交流のまちづくり

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年1月17日から平成23年1月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

- (1) 都市計画の案の縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び高鍋土木事務所並びに高鍋町建設管理課
- (2) 都市計画の案の縦覧期間
平成23年1月17日から平成23年1月31日まで
- (3) 公聴会の中止
意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画

法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第3条第1項の規定により、新富都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年1月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年2月9日 午前11時

(2) 場所

新富町役場2階会議室 新富町大字上富田7491番地

2 都市計画の案の概要

新富都市計画区域（新富町の一部）に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

- ア 農林水産資源を活かした産業が元気なまちづくり
- イ 周辺の豊かな自然的環境と調和したまちづくり
- ウ 歴史、文化を活かした、住民参加による暮らしやすいまちづくり

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年1月17日から平成23年1月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び高鍋土木事務所並びに新富町都市建設課

(2) 都市計画の案の縦覧期間

平成23年1月17日から平成23年1月31日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第3条第1項の規定により、川南都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年1月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年2月9日 午後2時

(2) 場所

川南町改善センター1階情報コーナー 川南町大字川南13679番地2

2 都市計画の案の概要

川南都市計画区域（川南町の一部）に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（

都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

- ア 住民と行政との協働による賑わいと交流のまちづくり
- イ 農林水産資源を活かした産業が元気なまちづくり
- ウ 豊かな自然的環境と共生した、ゆとりとうるおいのある快適なまちづくり

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年1月17日から平成23年1月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び高鍋土木事務所並びに川南町建設課

(2) 都市計画の案の縦覧期間

平成23年1月17日から平成23年1月31日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第3条第1項の規定により、都農都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年1月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年2月9日 午後4時

(2) 場所

都農町中央公民館大会議室 都農町大字川北4874番地2

2 都市計画の案の概要

都農都市計画区域（都農町の一部）に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

- ア 歴史、自然、地場産業を活かした交流と賑わいのまちづくり
- イ 豊かな自然的環境と共生した、ゆとりとうるおいのある快適なまちづくり
- ウ 産官学民協働による環境にやさしい資源循環型のまちづくり

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の

保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年1月17日から平成23年1月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の案の縦覧場所

宮崎県土整備部都市計画課及び高鍋土木事務所並びに都農町建設課

(2) 都市計画の案の縦覧期間

平成23年1月17日から平成23年1月31日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第3条第1項の規定により、高千穂都市計画の案について次のとおり公聴会を開催する。

平成23年1月17日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成23年2月10日 午後2時

(2) 場所

高千穂町役場4階大会議室 高千穂町大字三田井13番地

2 都市計画の案の概要

高千穂都市計画区域（高千穂町の一部）に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の案は、次のとおりである。

(1) 都市計画の目標

ア 自然的、歴史的資源を活用した観光拠点としての賑わいと交流のまちづくり

イ 神話・伝説などの古代ロマンに満ちた伝統と文化のまちづくり

ウ 「森林理想郷」の拠点として、豊かな自然的環境と共生するまちづくり

(2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然環境の保全、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

3 意見公述の申出期間

作成しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る町の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成23年1月17日から平成23年1月31日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

4 その他

(1) 都市計画の案の縦覧場所

宮崎県土整備部都市計画課及び西臼杵支庁土木課並びに高

千穂町建設課

(2) 都市計画の案の縦覧期間

平成23年1月17日から平成23年1月31日まで

(3) 公聴会の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。